

関西国際空港
KIXNETサービス契約約款

2019年4月1日

関西エアポートテクニカルサービス株式会社

目 次

第1章 総 則

第1条	約款の適用	1
第2条	約款の変更	1
第3条	通信の秘密の保護	1
第4条	用語の定義	1

第2章 サービスの提供

第5条	サービスの提供の範囲	2
第6条	サービスの種類	2
第7条	サービスの品目	3

第3章 申込み及び契約

第1節 ダイヤルアップ I P 接続サービスに係る申込み及び契約

第8条	ダイヤルアップ I P 接続サービスの申込み方法	4
第9条	ダイヤルアップ I P 接続サービスの申込みの承諾	4
第10条	契約の単位	4
第11条	最低利用期間	4
第12条	サービスの制限	4
第13条	権利の譲渡制限	5
第14条	利用の制限	5
第15条	契約内容の変更	5
第16条	契約者の名称の変更等	5
第17条	契約者の地位の承継	5
第18条	契約者が行うダイヤルアップ I P 接続サービスの解除	6
第19条	当社が行うダイヤルアップ I P 接続サービスの解除	6
第20条	サービスの廃止	6

第2節 専用線 I P 接続サービスに係る申し込み及び契約

第21条	契約の単位	6
第22条	サービスの制限	6
第23条	最低利用期間	6
第24条	その他の提供条件	6

第3節 専用線 ADS L 接続サービスに係る申し込み及び契約

第25条	専用線 ADS L 接続サービスの申し込み及び契約	7
------	---------------------------	---

第4節	付加サービス	
第26条	付加サービスの提供	7
第5節	その他サービス	
第27条	その他のサービス	7
第6節	ネットワーク接続	
第28条	ネットワークの接続	7
第7節	使用等	
第29条	端末の設置	8
第30条	契約者からの電気の提供	8
第31条	利用中止	8
第32条	利用停止	8
第33条	契約者の切分責任	8
第8節	料金等	
第34条	料金等	8
第35条	料金等の支払義務	9
第36条	初期費用の支払義務	9
第37条	料金等の調整	9
第38条	利用不可能の場合における料金の調定	9
第39条	料金等の支払い	9
第40条	違約金	9
第41条	延滞利息	9
第42条	違約金等の支払方法	10
第43条	端数処理	10
第9節	損害賠償	
第44条	責任の制限	10
第45条	免責	10
第10節	雑則	
第46条	契約者の遵守事項	10
第11節	協議	
第47条	協議	11
別表1	接続サービスにかかる基本サービス（第6条関係）	12
別表2	付加サービス（第26条関係）	13
別表3	その他のサービス（第27条関係）	16
別表4	料金単価表（第34条関係）	17

第1章 総 則

(約款の適用)

第1条 この約款は、関西国際空港における情報通信サービスを一元的に提供する関西エアポートテクニカルサービス株式会社（以下「当社」といいます。）が、K I X N E Tサービス（以下「サービス」といいます。）の提供に関する基本的事項を定め、これにより当該サービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の契約約款によります。

(通信の秘密の保護)

第3条 当社は、電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項及び第2項の規定に基づき、通信の秘密の保護を行います。

(用語の定義)

第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用語の意味
K I X N E Tサービス	インターネットサービス及び関西国際空港島内の事業者相互間において情報交換等を行うための島内イントラネットサービスの総称
契約者回線	サービスを利用するための「関西国際空港総合通信サービス契約約款」における電話サービス、総合デジタル通信サービス及び接続回線サービスの契約に基づいて設置された電気通信回線
通信センター	ルーターの集積される当社の管理する場所
ルーター	データの蓄積・交換・中継（ルーティング）を行うネットワーク接続装置
ネットワーク接続装置	ネットワークを相互接続する装置
ドメイン名	日本ネットワークインフォメーションセンター（J P N I C）によって割り当てられるネットワークの管理組織を示す名前
ドメイン	ひとつのドメイン名によって示される管理領域の範囲
I Pアドレス	インターネットプロトコル（I P）で定められている32ビットのアドレス
ダイヤルアップI P接続サービス契約	当社からダイヤルアップI P接続サービス契約を受けるための契約
専用線I P接続サービス契約	当社から専用線I P接続サービス契約を受けるための契約
専用線A D S L接続サービス契約	当社から専用線A D S L接続サービス契約を受けるための契約

ID	当社がダイヤルアップIP接続サービス契約者に対し付与するPPP*ログイン名、メールアドレス等の総称 特に、PPPログイン名をネットワークIDと言う。
パスワード	当社がダイヤルアップIP接続サービス契約者に対し付与するPPPパスワード、メールアドレス等の総称 特に、PPPパスワードをネットワークパスワードと言う。

*Point-to-Point-Protocolの略称

第2章 サービスの提供

(サービス提供の範囲)

第5条 当社がこのサービスを提供する区域（以下「サービス区域」といいます。）は次のとおりとします。

サービス区域
原則として、関西国際空港内の旅客ターミナル区域、国際貨物地区、国内貨物地区、管理地区、複合管理地区、整備地区、給油地区、供給処理地区、海上アクセス地区とし、当社の電気通信設備を有する地区とします。ただし、上記以外の地区へのサービスの提供は、申請者と別途協議することとします。

(サービスの種類)

第6条 当社が提供するサービスの種類は、次のとおりとし、これに付随する基本サービスは、別表のとおりとします。

サービスの種類	サービスの内容
ダイヤルアップIP接続サービス	当社の通信センターに設置されているネットワーク接続装置と、契約者の使用する1つの端末とを「関西国際空港総合通信サービス契約約款」における電話サービスまたは第一種総合デジタル通信サービスの回線により結んで提供される接続サービス
専用線IP接続サービス	当社の通信センターに設置されているネットワーク接続装置と、契約者の使用するネットワーク接続装置とを「関西国際空港総合通信サービス契約約款」における接続回線サービスの回線により結んで提供される接続サービス
専用線ADSL接続サービス	当社の通信センターに設置されているネットワーク接続装置（ADSLモデム等）と、契約者の使用するネットワーク接続装置（ADSLモデム等）とを「関西国際空港総合通信サービス契約約款」における接続回線サービスの回線により結んで提供される接続サービス 尚、契約者側の各種セキュリティ対策は、契約者対応となる

(サービスの品目)

第7条 当社が提供するサービスの品目は次のとおりとします。

(1)ダイヤルアップIP接続サービス

サービスの品目	内 容
アナログ IP接続サービス	電話サービスの内線通話利用による符号伝送が可能な接続サービス
デジタル IP接続サービス	総合デジタル通信サービスの内線通話利用による符号伝送が可能な同期端末接続サービス

(2)専用線IP接続サービス

サービスの品目	内 容
128kbps IP接続サービス	接続回線サービスの利用による128キロビット/秒の符号伝送が可能なサービス
192kbps IP接続サービス	接続回線サービスの利用による192キロビット/秒の符号伝送が可能なサービス
256kbps IP接続サービス	接続回線サービスの利用による256キロビット/秒の符号伝送が可能なサービス
512kbps以上 IP接続サービス	別途協議のこととします。
備考	専用線IP接続サービス(品目共通)において、契約者側に設置する専用線用モデムは、原則として当社が販売又は指定するものを設置していただきます。 それ以外の専用線用モデムを設置した場合は、正常な接続及び通信速度は保証できません。

(3)専用線ADSL接続サービス

サービスの品目	内 容
専用線ADSL接続サービス (動的1IPアドレス)	下り最大7Mbps/上り最大928Kbpsの符号伝送が可能なサービス。 接続方式は、常時接続。 サービス提供に際しては、動的グローバルIPアドレス(DHCPにより)を1個提供する。
専用線ADSL接続サービス (固定1IPアドレス)	下り最大7Mbps/上り最大928Kbpsの符号伝送が可能なサービス。 接続方式は、常時接続。 サービス提供に際しては、グローバルIPアドレスを1個提供する。
専用線ADSL接続サービス (固定複数IPアドレス)	下り最大7Mbps/上り最大928Kbpsの符号伝送が可能なサービス。 接続方式は、常時接続。 サービス提供に際しては、グローバルIPアドレス複数を経営者にて取得する。なお固定IPアドレスにおいては、その利用目的が社内ネットワーク構築の場合においてのみ、申請を元に提供するものとする。
	専用線ADSL接続サービス(品目共通)において、契約者側に設

備考	置するADSLモデム等のネットワーク機器類は、原則として当社が販売又は指定するものを設置する。それ以外のネットワーク機器類を設置した場合、正常接続できないことがある。
----	---

第3章 申し込み及び契約

第1節 ダイヤルアップIP接続サービスに係る申し込み及び契約

(ダイヤルアップIP接続サービスの申込み方法)

第8条 ダイヤルアップIP接続サービス契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書を当社に提出していただきます。

(ダイヤルアップIP接続サービスの申込みの承諾)

第9条 当社は、ダイヤルアップIP接続サービス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。ただし、当社が必要と認めるときは、その順序を変更することがあります。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

- (1) ダイヤルアップIP接続サービスの提供が技術上著しく困難なとき。
- (2) ダイヤルアップIP接続サービスの申込みをした者が当契約のサービス料金又は手続に関する費用等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき等、当社の業務の遂行上支障があるとき。
- (3) ダイヤルアップIP接続サービスの申込みをした者が第31条（利用停止）第1項各号に現に該当し、また該当するおそれがあるとき。
- (4) 契約申込書に虚偽の事実を記載したとき。
- (5) 「関西国際空港総合通信サービス」の電話サービスの提供ができないとき。
- (6) 前各号のほか、当社の業務遂行上支障があるとき。
- (7) その他の理由により当社が判断したとき。

3 当社は、ダイヤルアップIP接続サービスを承諾した場合は、申込みの写しに受付印を押印し、これを承諾書として発行します。

(契約の単位)

第10条 当社はダイヤルアップIP接続サービスごとに1つのダイヤルアップIP接続サービス契約を締結します。

(最低利用期間)

第11条 ダイヤルアップIP接続サービスの最低利用期間は利用開始日を起算日として、1か月間とします。

(サービスの制限)

第12条 当社は利用契約ごとに1つのネットワークID及びPPPパスワードを定めます。
2 契約者が当該サービスにおいて使用するドメイン名は、当社がこれを指定いたします。

ただし、契約者が独自のドメイン名を取得する場合はこれを妨げません。

- 3 契約者は、第1項のネットワークID、前項のドメイン名以外を使用してダイヤルアップIP接続サービスを利用することはできません。

(権利の譲渡制限)

第13条 契約者がダイヤルアップIP接続サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(利用の制限)

第14条 当社は、電気通信事業法第8条（重要通信の確保）の規定に基づき、天災事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、ダイヤルアップIP接続サービスの利用を制限する措置を採ることがあります。

- 2 ダイヤルアップIP接続サービスにおいて、電話サービスの回線を接続したまま長時間使用しない状態が継続した場合は、当社から当該回線を切断することがあります。

(契約内容の変更)

第15条 契約者が、契約内容の変更を行う場合は、あらかじめ当社所定の変更申込書により当社に請求できるものとします。請求できる内容は、次の各号のとおりとします。

- (1) サービス品目の変更
- (2) ネットワーク接続装置の変更
- (3) PPPパスワードの変更
- (4) 電子メールアドレスの変更
- (5) 契約者接続指定場所の変更
- (6) 料金請求先の変更

- 2 当社は、前項の変更申込を承諾した場合は、申込書の写しに受付印を押印し、これを承諾書として発行します。
- 3 当社は、第1項の申込があった場合でも、第9条（ダイヤルアップIP接続サービスの申込みの承諾）第2項に該当するときは、その申込を承諾しないことがあります。

(契約者の名称の変更等)

第16条 契約者は、その氏名若しくは名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、その旨をすみやかに当社に届け出ていただきます。

- 2 前項の届け出があったときは、当社は、その届け出のあった事実を証明する書類を提出していただくことがあります。

(契約者の地位の承継)

第17条 相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する人若しくは合併により設立された法人は、当社所定の書類にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。

- 2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 3 当社が、前項の規定による代表者の届け出があるまでの間、その地位を承継した者のうち1人を代表者として扱います。
- 4 前第1項による地位を承継した者は、当該契約上の債務も承継するものとします。
- 5 当社は、第1項の届け出があった場合に、その届け出を承諾することが技術的に困難で

あるなど、当社の業務遂行上支障があるときは、その届け出を受理しないことがあります。

(契約者が行うダイヤルアップ I P 接続サービスの解除)

第18条 契約者は、ダイヤルアップ I P 接続サービス契約を解除するときは、当社に対し、解除の日の30日前までにその旨を通知するものとします。この場合において、通知があった日から当該通知において解除の日とされた日までの期間が1ヶ月未満であるときは、解除の効力は、当該通知があった日から1ヶ月を経過する日に生じるものとします。

(当社が行うダイヤルアップ I P 接続サービスの解除)

第19条 当社は、次に掲げる事由があるときは、ダイヤルアップ I P 接続サービスを解除することがあります。

(1)第31条(利用停止)第1項の規定によりダイヤルアップ I P 接続サービスの利用が停止された場合において、契約者がなお、その事実を解消しないとき。

(2)第31条(利用停止)第1項各号の事由がある場合において、当該事由が当社の業務に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

2 当社は、前項の規定によりダイヤルアップ I P 接続サービス契約を解除するときは、契約者に対し、あらかじめこれを通知します。

(サービスの廃止)

第20条 当社は、都合によりダイヤルアップ I P 接続サービスの特定の品目について廃止することがあります。

2 当社は、前項の規定によりサービスを廃止するときは、契約者に対し事前に書面によって通知します。

第2節 専用線 I P 接続サービスに係る申し込み及び契約

(契約の単位)

第21条 当社は専用線 I P 接続サービスごとに1つの専用線 I P 接続サービス契約を締結します。

2 1 契約の中で、契約者以外の事業者はその回線に接続して利用できないものとします。

(サービスの制限)

第22条 契約者が当該サービスにおいて使用するドメイン名は、契約者が独自のドメイン名を取得し使用するものとします。

2 契約者は、前項のドメイン名以外を使用して専用線 I P 接続サービスを利用することはできません。

(最低利用期間)

第23条 専用線 I P 接続サービスの最低利用期間は利用開始日を起算日として、6か月間とします。

(その他の提供条件)

第24条 申し込み方法、申し込みの承諾、権利の譲渡制限、利用の制限、契約内容の変更、

契約者の名称の変更等、契約者の地位の承継、契約者が行うサービス解除、当社が行うサービスの解除の取り扱いについては、ダイヤルアップ I P 接続サービスの場合に準ずるものとしします。

第3節 専用線 A D S L 接続サービスに係る申し込み及び契約

(専用線 A D S L 接続サービスの申し込み及び契約)

第25条 各種取扱いについては、専用線 I P 接続サービスの場合に準ずるものとしします。

第4節 付加サービス

(付加サービスの提供)

第26条 当社は、契約者から請求があったときは、そのサービスについて別表の付加サービスを提供します。

第5節 その他のサービス

(その他のサービス)

第27条 当社は、契約者から請求があったときは、そのサービスについて、別表のその他サービスを提供します。

第6節 ネットワークの接続

(ネットワーク接続)

第28条 契約者は、利用開始日までに契約者が設置及び管理する端末または接続装置等、当該サービスを受けるための準備を遅滞なく行うものとしします。

第7節 使用等

(端末の設置)

第29条 当社のサービスに接続する自営端末装置は、原則として契約者が設置するものとします。

(契約者からの電気の提供)

第30条 当社が契約に基づき提供する端末設備で電気が必要な場合には、必要な電気は契約者から提供していただきます。

(利用中止)

第31条 当社は、次の場合には、サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の通信設備の保守又は工事のためやむを得ないとき。
- (2) 当社が設置する通信設備の障害等やむを得ないとき。
- 2 当社は、サービスの利用を中止するときは、契約者に対し事前にその理由及び期間を通知します。緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

(利用停止)

第32条 当社は、契約者が次の各号に該当するときは、サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 第12条（サービスの制限）の規定に違反したとき。
- (3) 違法に、又は明らかに公序良俗に反する形態でサービスを利用したことが判明したとき。
- (4) 当社が提供するサービスを直接又は間接に利用する者が当該利用に対し重大な支障を与える形態でサービスを利用したとき。
- (5) 第17条（契約者の地位の承継）第5項に該当するとき。
- (6) 第21条（契約の単位）2項に反して利用した場合。
- 2 当社は、前項の規定によりサービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

(契約者の切分責任)

第33条 契約者は、自営端末装置が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末装置に故障のないことを確認の上、当社に修理の請求をしていただきます。

- 2 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は、試験を行い、その結果を契約者にお知らせいたします。
- 3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の社員を派遣した結果、故障の原因が自営端末装置にあったときは契約者に別に規定する派遣料を負担していただきます。

第8節 料金等

(料金等)

第34条 当社が提供するサービスに関する料金は、別表の料金単価表に定める基本料金なら

びに付加サービス使用料金の額とします。

- 2 当社が提供するサービスに関する初期費用は、別表の料金単価表に定める一時払金の額とします。

(料金等の支払義務)

第35条 契約者は、サービス契約に基づいて当社が定める利用開始日又は付加サービス等の提供を開始した日の翌月1日から起算して、当該サービスを提供した最後の日の月末までの期間（以下「サービス利用期間」といいます。）について、別表の料金単価表に定める基本料金ならびに付加サービス使用料金等を支払う義務を負います。

- 2 第31条（利用停止）の規定によりサービスの提供が停止された場合における当該停止の期間は、当該サービスに係るサービス料金の額の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱うものとします。

(初期費用の支払義務)

第36条 契約者は、サービス契約に基づいて、別表の料金単価表に定める一時払金の額を支払う義務を負います。

(料金等の調整)

第37条 最低利用期間を経過する迄に契約者が解除した場合におけるサービスの料金の額は、当該最低利用期間に対応する基本料金の額とします。

(利用不可能な場合における料金の調定)

第38条 当社の責に帰すべき事由によりサービスが全く利用し得ない状態（全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下、同じとします。）が生じた場合において、当社が当該状態にあることを知った時から連続して24時間以上の時間（以下、「利用不能時間」といいます。）当該状態が継続したときは、当社は、契約者に対し、その請求に基づき、24時間の倍数である部分に対応する基本料金を、契約者が当社に支払うべきこととなるサービス料金から減額します。

(料金等の支払い)

第39条 契約者は、当社の請求に基づき、料金を指定された期限までに指定された方法で支払っていただきます。

- 2 当社は、前項の料金の請求に当たっては、所定の消費税相当額を加算します。

(違約金)

第40条 当社は、契約者が料金等の支払いを不法に免れたときは、その免れた金額（消費税等相当額を加算しない額とします。）の3倍に相当する金額を違約金として徴収します。

- 2 当社は、前項の違約金の徴収に当たっては、所定の消費税等相当額を加算します。

(延滞利息)

第41条 契約者が、料金その他の債務（延滞利息は除きます。）について支払い期日を経過してもなお、支払がない場合には、支払い期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が指定する期日までに支払っていただきます。ただし、支払い期日の翌日から10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(違約金等の支払い方法)

第42条 第39条(違約金)及び前条(延滞利息)の支払いについては、契約者は当社が指定する日までに、当社が指定する方法により支払うものとします。

(端数処理)

第43条 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第9節 損害賠償

(責任の制限)

第44条 当社は、サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由により契約者に対し、当該サービスを提供しなかったときは、当該サービスを利用できないことを当社が知った時刻から起算して、連続72時間又は1料金月に合計120時間以上、当該サービスが全く利用できなかったときに限り、その料金月における当該利用料金を限度として損害の賠償をします。

(免責)

第45条 当社は、前条の場合を除き、契約者がサービスの利用に関して情報等が破損又は滅失したことによる損害、もしくは契約者がサービスを利用して流された情報の結果、名誉毀損あるいは損害賠償等の訴訟となり得る場合、それらの情報に関し当社が事前に知っていたか否かにかかわらず、又事前に検閲を行っていたか否かにかかわらず、当社は一切の賠償の責任を負わないものとします。

2 当社が、契約している上位プロバイダー及びネットワーク等の原因で、当社のサービスの提供ができなくなったときは、当社は一切の賠償の責任を負わないものとします。

第10節 雑則

(契約者の遵守事項)

第46条 契約者は故意に当社のサービスの通信に妨害を与える行為を行わないものとします。

2 契約者は前項の適用については、善良な管理者の注意を怠らなかった場合を除き、契約者以外の行為についても当社に対して責任を負っていただきます。

3 契約者は前2項の規定に違反して、当社の設備を滅失し、または毀損したときはその補充、修理その他の工事に要する費用を負担していただきます。

4 契約者は当社から発行されたログイン名及びパスワード管理の責任を負います。ログイン名及びパスワードを忘れた場合や盗まれた場合は、速やかに当社に通知することとします。

5 契約者が国内、国外を問わず自らのネットワーク以外に他のネットワークを経由して通信を行う場合、経由する全てのネットワークそれぞれが、ネットワーク規則をもつ場合に

はそれらに従う必要があります。特に、学術・研究ネットワークは営利目的として利用することはできません。

- 6 当社のサービスを通して知り得た情報等の取り扱いについては、当該の著作権及び事前承認が必要です。
- 7 当社のサービスで提供及び利用する情報の保守については当社の運用規則に基づくものとし、原則的に契約者に当該情報の保管義務があるものとします。
- 8 当社のサービス上の各種システムで、当社が管理しているシステムにおいては、それぞれの運用規則に従うものとします。

第11節 協議

(協議)

第47条 当社からサービスの提供を受けようとする者からの申請があった場合において、この約款により難い特別な事情がある場合は、当社は申請者と協議するものとします。

附則 この、約款は1997年12月1日から適用します。

附則 この、改正は2013年7月1日から適用します。

附則 この、約款は2019年4月1日から適用します。(社名変更)

別表1 接続サービスにかかる基本サービス（第6条関係）

1. ダイヤルアップIP接続サービスの基本サービス

	基本サービスの種類	内 容
1	電子メールアカウント	1 契約につき、5 メールアカウントを使用料無料で提供します。 (例) <u>〇〇〇@kix-ap.ne.jp</u>
2	島内向けホームページ	1 契約につき、500メガバイトを使用料無料で提供します。 (例) <u>www.kix-ap.ne.jp/指定ディレクトリ</u>
3	島外向けホームページ	1 契約につき、500メガバイトを使用料無料で提供します。 (例) <u>www.kansai-airport.or.jp/指定ディレクトリ</u>

2. 専用線IP接続サービスの基本サービス

	基本サービスの種類	内 容
1	島内向けホームページ	1 契約につき、500メガバイトを使用料無料で提供します。 (例) <u>www.kix-ap.ne.jp/指定ディレクトリ</u>
2	島外向けホームページ	1 契約につき、500メガバイトを使用料無料で提供します。 (例) <u>www.kansai-airport.or.jp/指定ディレクトリ</u>

3. 専用線ADSL接続サービスの基本サービス

	基本サービスの種類	内 容
1	電子メールアカウント	1 契約につき、5 メールアカウントを使用料無料で提供します。 (例) <u>〇〇〇@kix-ap.ne.jp</u> ※専用線ADSL接続サービス（固定複数IPアドレス）を除く。
2	島内向けホームページ	1 契約につき、500メガバイトを使用料無料で提供します。 (例) <u>www.kix-ap.ne.jp/指定ディレクトリ</u>
3	島外向けホームページ	1 契約につき、500メガバイトを使用料無料で提供します。 (例) <u>www.kansai-airport.or.jp/指定ディレクトリ</u>

別表2 付加サービス（第26条関係）

1. ダイヤルアップIP接続サービスの付加サービス

	付加サービスの種類	内 容
1	メールアドレス追加サービス	基本サービス（1契約につき5メールアドレスまでは初期設定として使用料無料）に対してメールアドレスを追加して利用できるサービス
2	ホームページ容量拡張サービス	基本サービス（1契約につき島外向け及び島内向けのそれぞれ500メガバイトまでは初期設定として使用料無料）に対してホームページ容量を追加して利用できるサービス
3	サブドメインサービス	基本サービスのメールアドレスを企業名等を付加したメールアドレスに変更して利用できるサービス （1契約につき5メールアドレスまでは初期設定として使用料無料） （例） <u>○○○@企業名等.kix-ap.ne.jp</u>
4	サブドメインメールアドレス追加サービス	上記3項にある5メールアドレスを超えて追加して利用できるサービス
5	バーチャルドメインサービス	当社のサーバー内に契約者の独自のサーバーを仮想的に持たせ、独自のドメイン名を使用できるサービス （1）基本サービスのメールアドレスを独自ドメインに変更して利用できるサービス（1契約につき5メールアドレスまでは初期設定として使用料無料） （2）基本サービスの島外向けホームページのドメインを独自ドメインに変更して利用できるサービス （1契約につき島外向けホームページ500メガバイトは初期設定として使用料無料） （例） （1） <u>○○○@独自のドメイン名.co.jp</u> （2） <u>www.独自のドメイン名.co.jp</u>
6	バーチャルドメインメールアドレス追加サービス	上記5項（1）にある5メールアドレスを超えて追加して利用できるサービス
7	バーチャルドメインホームページ容量拡張サービス	上記5項（2）にある500メガバイトを超えて追加して利用できるサービス
8	ドメイン取得代行サービス	契約者のドメインを取得する代行手続処理
9	Webパスワードプロテクトサービス	契約者が指定した特定の利用者にもみ、ホームページを見せるためのパスワードを設定するサービス
10	メーリングリストサービス	あらかじめ設定した複数の相手に一度に電子メールを送るサービス

2. 専用線 I P 接続サービスの付加サービス

	付加サービスの種類	内 容
1	ホームページ容量拡張サービス	基本サービス（1 契約につき島外向け及び島内向けのそれぞれ 5 0 0 メガバイトまでは初期設定として使用料無料）に対してホームページ容量を追加して利用できるサービス
2	I P アドレス代行取得サービス	契約者の I P アドレスを取得する代行手続処理
3	ドメイン取得代行サービス	契約者のドメインを取得する代行手続処理
4	W e b パスワードプロテクトサービス	契約者が指定した特定の利用者にもみ、ホームページを見せるためのパスワードを設定するサービス
5	メーリングリストサービス	あらかじめ設定した複数の相手に一度に電子メールを送るサービス

3. 専用線 A D S L 接続サービスの付加サービス

	付加サービスの種類	内 容
1	メールアカウント追加サービス	基本サービス（1 契約につき 5 メールアカウントまでは初期設定として使用料無料）に対してメールアカウントを追加して利用できるサービス ※動的 I P アドレス・固定 I P アドレスのみ
2	ホームページ容量拡張サービス	基本サービス（1 契約につき島外向け及び島内向けのそれぞれ 5 0 0 メガバイトまでは初期設定として使用料無料）に対してホームページ容量を追加して利用できるサービス
3	サブドメインサービス	基本サービスのメールアカウントを企業名等を付加したメールアカウントに変更して利用できるサービス （1 契約につき 5 メールアカウントまでは初期設定として使用料無料） （例） <u>〇〇〇@企業名等.kix-ap.ne.jp</u> ※動的 I P アドレス・固定 I P アドレスのみ
4	サブドメインメールアカウント追加サービス	上記 3 項にある 5 メールアカウントを超えて追加して利用できるサービス ※動的 I P アドレス・固定 I P アドレスのみ
5	バーチャルドメインサービス	当社のサーバー内に契約者の独自のサーバーを仮想的に持たせ、独自のドメイン名を使用できるサービス （1）基本サービスのメールアカウントを独自ドメインに変更して利用できるサービス（1 契約につき 5 メールアカウントまでは初期設定として使用料無料） （2）基本サービスの島外向けホームページのドメインを独自ドメインに変更して利用できるサービス （1 契約につき島外向けホームページ 5 0 0 メガバイトは初期設定として使用料無料） （例）

		(1) <u>○○○@独自のドメイン名.co.jp</u> (2) <u>www.独自のドメイン名.co.jp</u> ※動的1 I Pアドレス・固定1 I Pアドレスのみ
6	バーチャルドメイン メールアカウント追加 サービス	上記5項(1)にある5メールアカウントを超えて追加して利用 できるサービス ※動的1 I Pアドレス・固定1 I Pアドレスのみ
7	バーチャルドメイン ホームページ容量拡張 サービス	上記5項(2)にある500メガバイトを超えて追加して利用 できるサービス ※動的1 I Pアドレス・固定1 I Pアドレスのみ
8	I Pアドレス代行取得 サービス	契約者のI Pアドレスを取得する代行手続処理 ※固定複数I Pアドレスのみ
9	ドメイン 取得代行サービス	契約者のドメインを取得する代行手続処理
10	Webパスワードプロ テクトサービス	契約者が指定した特定の利用者にも、ホームページを見せ るためのパスワードを設定するサービス
11	メールリングリストサー ビス	あらかじめ設定した複数の相手に一度に電子メールを送る サービス

別表3 その他のサービス(第27条関係)

	サービスの種類	内 容
1	バナー広告サービス	バナー広告の制作・掲載サービス
2	コンテンツ制作・企画サービス	ホームページ等コンテンツの制作・企画サービス
3	Web レンタルサービス	ダイヤルアップ I P 接続サービス、専用線 I P 接続サービス 専用線 A D S L 接続サービスの契約者以外のお客様が対象となるホームページ等レンタルサービス
4	Web レンタルサービス	ホームページ等容量レンタルサービス
5	セキュア Web レンタルサービス	利用者のアクセス先サーバの認証は第3者機関を利用して行い、インターネット上はSSL方式の暗号化通信で提供されるWebサービス
6	Web レンタルサービスのオプション	対象Webに対するアクセス状況を報告する。(1回/月) 対象Webが改ざんされた場合、自動復旧させる。
7	ウイルスチェックサービス	電子メールウイルス対策

別表4 料金単価表（第34条関係）

1. 接続サービス

1・1 ダイヤルアップIP接続サービス料金単価表

1・1・1 基本サービス

料金区分	料金計算の単位	単価	適用
① 一時払金	1 契約ごとに	10,000円	サービス内容としては、電話サービスにおける「アナログIP接続サービス」と第一種総合デジタル通信サービスの「デジタルIP接続サービス」があります。
② 基本料金（固定）	1 契約ごとに	5,000円/月	

(注1) 新たに電話サービス、第1種総合デジタル通信サービス契約を行う場合は、当社の「関西国際空港総合通信サービス契約約款」に基づく、手続きと費用が別途必要となります。

1・1・2 付加サービス料金単価表

(1) メールアカウント追加サービス

料金区分	料金計算の単位	単価	適用
① 一時払金	設定料 (新規/変更) 追加1メールアカウント毎に	500円	メールアカウントはダイヤルアップIP接続サービス1契約につき、5メールアカウントを無料で提供します。
② 付加使用料金	追加1メールアカウント毎に	500円/月	

(2) ホームページ容量拡張サービス

料金区分	料金計算の単位	単価	適用
① 一時払金	設定料 (新規/変更)	無料	ホームページ容量はダイヤルアップIP接続サービス1契約につき、島内向け500メガバイト、島外向け500メガバイトをそれぞれ無料で提供します。
② 付加使用料金	追加500メガバイト毎に（島内向け、島外向けのそれぞれ毎に）	5,000円/月	

(3) サブドメインサービス

料金区分	料金計算の単位	単価	適用
① 一時払金	設定料 (新規/変更)	5,000円	
② 付加使用料金		無料	

(4) サブドメインメールアカウント追加サービス

料金区分	料金計算の単位	単価	適用
① 一時払金	設定料 (新規/変更) 追加1メールアカウント毎 に	500円	サブドメインサービスご利用 の契約者に限ります。
③ 付加使用料金	追加1メールアカウント毎 に	600円/月	

(5) バーチャルドメインサービス

料金区分	料金計算の単位	単価	適用
① 一時払金	設定料 (新規/変更)	5,000円	
② 付加使用料	1契約ごとに	5,000円/月	

(6) バーチャルドメインメールアカウント追加サービス

料金区分	料金計算の単位	単価	適用
① 一時払金	設定料 (新規/変更) 追加1メールアカウント毎 に	500円	バーチャルドメインサービス ご利用の契約者に限ります。
② 付加使用料金	追加1メールアカウント毎 に	600円/月	

(7) バーチャルドメインホームページ容量拡張サービス

料金区分	料金計算の単位	単価	適用
① 一時払金	設定料 (新規/変更)	無料	バーチャルドメインサービス ご利用の契約者に限ります。
② 付加使用料金	追加500メガバ イト毎に	5,000円/月	

(8) ドメイン取得代行サービス

料金区分	料金計算の単位	単価	適用
① 一時払金	取得代行料金 (新規/変更)	25,000円	

(9) Webパスワードプロテクトサービス

料金区分	料金計算の単位	単価	適用
① 一時払金	設定料 (新規/変更)	500円	島内向け、島外向けホームペ ージを対象とします。
② 加使用料金	1利用者名パスワード 発行毎に 1利用者名パスワード 発行毎に	100円/月	

(10) メーリングリストサービス

料金区分	料金計算の単位	単価	適用
① 一時払金	設定料 (新規/変更) 1 メーリングリスト毎に	5,000円	1 メーリングリストの制限は50名とします。 メーリングリストへの追加、登録、削除は契約者が実施することとします。
② 付加使用料金	1 メーリングリスト毎に	1,000円/月	

1・2 専用線IP接続サービス料金単価表

1・2・1 基本サービス

料金区分	料金計算の単位	単価	適用
① 一時払金	1 契約ごとに	50,000円	
② 基本料金 (固定)			
128kbpsIP接続サービス	1 契約ごとに	18,300円/月	
192kbpsIP接続サービス	1 契約ごとに	30,800円/月	
256kbpsIP接続サービス	1 契約ごとに	43,300円/月	
512kbpsIP接続サービス	1 契約ごとに	68,300円/月	
512kbpsIP接続サービス	1 契約ごとに	別途協議	

(注2) 当社の「関西国際空港総合通信サービス契約約款」に基づく、接続回線サービスの手続きと費用が別途必要となります。

1・2・2 付加サービス料金単価表

(1) ホームページ容量拡張サービス

料金区分	料金計算の単位	単価	適用
① 一時払金	設定料 (新規/変更)	無料	ホームページ容量は専用線IP接続サービス1契約につき、島内向け500メガバイト、島外向け500メガバイトをそれぞれ無料で提供します。
② 付加使用料金	追加500メガバイト毎に (島内向け、島外向けのそれぞれ毎に)	5,000円/月	

(2) IPアドレス取得代行サービス

料金区分	料金計算の単位	単価	適用
① 一時払金	取得代行料金 (新規/変更)	25,000円	

(3) ドメイン取得代行サービス

料金区分	料金計算の単位	単価	適用
① 一時払金	取得代行料金 (新規/変更)	25,000円	

(4) Webパスワードプロテクトサービス

料金区分	料金計算の単位	単価	適用
①一時払金	設定料 (新規/変更) 1利用者名パスワード 発行毎に	500円	
②付加使用料金	1利用者名パスワード 発行毎に	100円/月	

(5) メールリングリストサービスサービス

料金区分	料金計算の単位	単価	適用
①一時払金	設定料 (新規/変更) 1メールリスト毎に	5,000円	1メールリングリストの制限は 50名とします。 メールリングリストへの追加、 登録、削除は契約者が実施す ることとします。
②付加使用料金	1メールリスト毎に	1,000円/月	

1・3 専用線ADSL接続サービス料金単価表

1・3・1 基本サービス

料金区分	料金計算の単位	単価	摘要
①一時払金	1契約ごとに	20,000円	その他として契約者側に設 置するネットワーク接続装 置(ADSLモデム等)費用、工 事費が別途必要。 (注)
②基本料金(固定)			
動的1IPアドレス	1契約ごとに	8,300円/月	
固定1IPアドレス	1契約ごとに	18,300円/月	
固定複数IPアドレス	1契約ごとに	43,300円/月	

(注) 上記に対しては、当社の「関西国際空港総合通信サービス契約約款」に基づく、
接続回線サービスの手続きと費用が別途必要となります。

1・3・2 付加サービス料金単価表

(1) メールアカウント追加サービス

料金区分	料金計算の単位	単価	適用
①一時払金	設定料 (新規/変更) 追加1メールアカウント毎 に	500円	メールアカウントはダイヤル アップIP接続サービス1契 約につき、5メールアカウン トを無料で提供します。 ※動的1IPアドレス・固定 1IPアドレスのみ
②付加使用料金	追加1メールアカウント毎 に	500円/月	

(2) ホームページ容量拡張サービス

料金区分	料金計算の単位	単価	適用
① 一時払金	設定料 (新規/変更)	無料	ホームページ容量はダイヤルアップIP接続サービス1契約につき、島内向け500メガバイト、島外向け500メガバイトをそれぞれ無料で提供します。
② 付加使用料金	追加500メガバイト毎に(島内向け、島外向けのそれぞれ毎に)	5,000円/月	

(3) サブドメインサービス

料金区分	料金計算の単位	単価	適用
① 一時払金	設定料 (新規/変更)	5,000円	※動的1IPアドレス・固定1IPアドレスのみ
② 付加使用料金		無料	

(4) サブドメインメールアカウント追加サービス

料金区分	料金計算の単位	単価	適用
① 一時払金	設定料 (新規/変更)	500円	サブドメインサービスご利用の契約者に限ります。 ※動的1IPアドレス・固定1IPアドレスのみ
② 付加使用料金	追加1メールアカウント毎に	600円/月	

(5) バーチャルドメインサービス

料金区分	料金計算の単位	単価	適用
① 一時払金	設定料 (新規/変更)	5,000円	※動的1IPアドレス・固定1IPアドレスのみ
② 付加使用料金	1契約ごとに	5,000円/月	

(6) バーチャルドメインメールアカウント追加サービス

料金区分	料金計算の単位	単価	適用
① 一時払金	設定料 (新規/変更)	500円	バーチャルドメインサービスご利用の契約者に限ります。 ※動的1IPアドレス・固定1IPアドレスのみ
② 付加使用料金	追加1メールアカウント毎に	600円/月	

(7) バーチャルドメインホームページ容量拡張サービス

料金区分	料金計算の単位	単価	適用
① 一時払金	設定料 (新規/変更)	無料	バーチャルドメインサービスご利用の契約者に限ります。 ※動的1IPアドレス・固定1IPアドレスのみ
② 付加使用料金	追加500メガバイト毎に	5,000円/月	

(8) IPアドレス取得代行サービス

料金区分	料金計算の単位	単価	適用
① 一時払金	取得代行料金 (新規/変更)	25,000円	※固定複数IPアドレスのみ

(9) ドメイン取得代行サービス

料金区分	料金計算の単位	単価	適用
① 一時払金	取得代行料金 (新規/変更)	25,000円	

(10) Webパスワードプロテクトサービス

料金区分	料金計算の単位	単価	適用
① 一時払金	設定料 (新規/変更) 1利用者名パスワード 発行毎に	500円	島内向け、島外向けホームページを対象とします。
② 付加使用料金	1利用者名パスワード 発行毎に	100円/月	

(11) メールングリストサービスサービス

料金区分	料金計算の単位	単価	適用
① 一時払金	設定料 (新規/変更) 1メールングリスト毎に	5,000円	1メールングリストの制限は50名とします。 メールングリストへの追加、登録、削除は契約者が実施することとします。
② 付加使用料金	1メールングリスト毎に	1,000円/月	

2. その他サービスの料金単価表

2・1 バナー広告作成サービス

料金区分	料金計算の単位	単価	適用
		別途協議	

2・2 コンテンツ企画・制作サービス

料金区分	料金計算の単位	単価	適用
		別途協議	

2・3 Webレンタルサービス

料金区分	料金計算の単位	単価	適用
① 一時払金	設定料 (新規/変更) 1契約ごとに	5,000円	ホームページ容量はWebレンタルサービス1契約につき、島内向け500メガバイト、島外向け500メガバイトをそれぞれ提供します。
② 付加使用料金	1契約ごとに	5,000円/月	

2・4 Web レンタルサービス

料金区分	料金計算の単位	単価	摘要
① 一時払金	1契約ごとに (新規/変更)	5,000円	
② 基本料金 (固定) 10Gb	1契約ごとに	30,000円/月	

2・5 Web レンタル容量拡張サービス

料金区分	料金計算の単位	単価	適用
① 一時払金	設定料 (新規/変更)	無料	※2・3 Web レンタルサービスに適用
② 付加使用料金	追加500メガバイト毎に (島内向け、島外向けのそれぞれ毎に)	5,000円/月	

2・6 セキュアWeb レンタルサービス

料金区分	料金計算の単位	単価	摘要
① 一時払金	1契約ごとに (新規/変更)	10,000円	
② 基本料金 (固定) 500Mb 10Gb	1契約ごとに	10,000円/月 30,000円/月	

2・7 Web レンタルサービスのオプション

料金区分	料金計算の単位	単価	摘要
① 一時払金	1 契約ごとに (新規/変更)	別途協議	個別仕様につき、サービス内容により決定される。
② 基本料金 (固定)	1 契約ごとに	別途協議	

2・8 ウィルスチェックサービス

料金区分	料金計算の単位	単価	摘要
① 一時払金	1契約ごとに (新規/変更)	3,000円/150円	
② 基本料金 (固定)	1契約ごとに		
1-10AC		2,000円/月	
11-20AC		4,000円/月	
21-30AC		6,000円/月	
31-40AC		8,000円/月	
41-50AC		10,000円/月	
51-60AC		10,400円/月	
61-70AC		11,800円/月	
71-80AC		13,200円/月	
81-90AC		14,600円/月	
91-100AC		16,000円/月	
101-150AC		23,600円/月	
151-200AC		30,000円/月	
201-300AC		44,000円/月	
301AC超		別途協議	

3. その他の料金単価表

3・1 派遣料

料金区分	料金計算の単位	単価	適用
① 一時払金	1派遣ごとに	5,000円/月	第32条(契約者の切分責任) 第3項の規定に該当する場合に適用します。